

岩倉市タウンミーティング実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政広聴活動の一環として、市政に対する提案や意見等を市民から直接聴き取り、今後の市政運営に役立てるために市長等が出席する岩倉市タウンミーティング（以下「タウンミーティング」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タウンミーティング」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市民と市長等が対話をすることを目的として開催されるものであること。
- (2) 岩倉市区長会の設置等に関する規程（昭和63年岩倉市訓令第5号）第3条に定める区（以下「区」という。）、岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第28号）第6条第1項第1号に規定する登録団体等（以下「登録団体等」という。）又は岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則（平成21年岩倉市教育委員会規則第11号）第7条第1項第2号に定める生涯学習サークル（以下「生涯学習サークル」という。）が主催するものであること。
- (3) 10人以上の参加者（市の出席者は含まない。）で実施されるものであること。

(実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施を希望する区の区長、登録団体等の代表者又は生涯学習サークルの代表者（以下「区長等」という。）は、岩倉市タウンミーティング申込書（別記様式）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、当該区長等と日時等を調整し、当該タウンミーティングに出席するものとする。

(市の出席者)

第4条 タウンミーティングにおける市の出席者は、市長及び市長が指名する職員とする。

(庶務)

第5条 タウンミーティングの庶務は、総務部秘書人事課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

岩倉市タウンミーティング申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者住所
氏名
電話

岩倉市タウンミーティングの開催について、下記のとおり申し込みます。

記

テーマ		
希望日時	第1希望	年 月 日 ()
		時 分 ~ 時 分
	第2希望	年 月 日 ()
		時 分 ~ 時 分
開催場所の 名称等	名称	
	所在地	
参加人数		
その他 (テーマ)		